



# 来週の投資戦略 (3/25-29)

## 鳩の観覧はいつまで？

2024年3月24日

小松 徹

### 注目事項 - 見所

- 3月29日、3月東京都消費者物価指数（生鮮食品除く） — 前年比+2.4%？
- 3月29日、2月の鉱工業生産指数 — 前月比+1.3%？
- 3月29日、2月の米個人消費支出(PCE デフレーター) — 前年比+2.5%、コア+2.8%？

### 株式市場見通し

私のフェイスブックのカバー写真には孔雀鳩2羽がうっとりとしてキスしている姿を載せている。結構評判が良い。先週の日米の金融政策の結果とその後の総裁、議長の記者会見はこれに匹敵する。周りも微笑ましいと感じて緩む。先週はそんな日米株式市場だった。日銀の金融政策決定直前に会議結果が日経新聞に漏洩し、会議2日目の昼にはNHKがニュース時間を延長して、「今、植田総裁が議案を提出しました」と同時中継した。私は40年この仕事をしているが、初めての経験だ。前任者の黒田総裁はその真逆だったが、これも酷かった。一方、パウエル連邦準備理事会(FRB)議長の会見も笑えた。経済成長見通しも物価見通しも上方修正しているのに、年3回の利下げ見通しに自信を示した。これがバイデン大統領への答えだったのだろう。

日銀の異様な金融政策の終わりがやっと始まったことは喜ばしい。だが、正常化までの道のりは長い。次はゼロ金利解除、その次は利上げ開始となろう。保有国債の減額はもっと先だが、植田総裁は少しずつ減額したい意思を示している。量的緩和継続と言っている限り、また円安が進む可能性も高く、今度は介入でうまくいくとは限らない。株式投資家にとって最も大切なのは、保有する上場投資信託(ETF)をどう処分するかだ。例えば、政府が買い取り基金を創設して10年以上かけて処分する案では、優良企業なら自社株買いで対応、その後償却も可能だが、借金するしかない企業には財務が急激に悪化しよう。

さて、3月11日の週の投資行動の主役は個人投資家だった。日経225が4万円台から3万9千円を割れるまで急落したが、個人投資家の買い越し額49百億円が現金での買いと信用での買いが半々だった。市場の急騰局面で個人は現金で売り越していたが、3月配当金をも狙った買いを入れたのであろう。海外投資家が先物市場で57百億円売り越したのは分かるが、この分は先週月曜日に一気に買い戻されたのではないか。証券会社が自己部門で買い越し、信託銀行が売り越していた点は変わらなかった。

最後に、来週予定の経済指標で注目されるのが、3月の東京都消費者物価指数（生鮮食品除く）と2月の鉱工業生産指数。物価は前年比+2.4%と前月とほぼ変わらない。生産はダイハツ工業およびトヨタ自動車(7203)などの工場で生産が再開されたので、前月比+1.3%と予想されている。米国では個人消費支出(PCE デフレーター)が前年比+2.5%、コア指数も+2.8%とほぼ前月と変わらない数値が予想されている。投資家は日米の物価指標にこれまで以上に神経を注ぐだろう。

### KPAの投資戦略

ロング (買い)	ショート (売り)
好財務の割安株、来期増益株	高PB低位株、高PE新興株

(注) ヘッジ・ファンド向け戦略としての一例。投資期間は半年程度を想定。



本レポートは、情報提供の目的のみでご利用者に提供されるものであり、有価証券売買に関する何らかの申し込みまたは勧誘を意図するものではありません。本レポートに記載されるすべての意見および予測は、レポートの日付時点におけるコマツ・ポートフォリオ・アドバイザーズ(以下、KPA)の判断であって、予告なしに変更される場合があります。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析がすべてのご利用者にとって適切であるとの表明を行うものではありません。ご利用者は、投資に伴うリスクとメリットがご自身にとって適切であるかどうか、自己の責任で判断して頂きます。KPAは本レポートについてその正確性、完全性または適時性を保証していません。KPAはいかなる保証も行わないことを明確にしています。KPAは本レポートに記載される情報もしくは分析にご利用者が依拠した結果として被る可能性のある直接的あるいは間接的な損害について責任を負いません。本レポートについての知的財産権はKPAに帰属し、著作権、特許権、商標権その他の知的財産権に関する法令により保護されています。本レポートを印刷した場合も、その印刷物の著作権は、KPAに帰属します。ご利用者は個人的利用を目的としたバックアップのためにのみ印刷、複製することができます。プリントアウトした印刷物や複製したデータを、個人的利用以外の目的で使用することはできません。ご利用者は、本レポートを、有償・無償を問わず、第三者に提供することはできません。また、これを改変、修正することはできません。本規定にご利用者が違反した場合、KPAは金銭的な損害賠償を含む救済手段を請求する権利があります。